現行

第1条·第2条 (略)

(職員)

第3条 公民館に、館長その他必要な職員 を置く。

(使用の許可)

- 第4条 公民館の施設及び設備(以下「施 設等」という。)を使用しようとする者 は、あらかじめ寒川町教育委員会(以下 「委員会」という。)の許可を受けなけ ればならない。許可を受けた事項を変更 するときも、また同様とする。
- 2 管理上必要があると認めたときは、委 2 管理上必要があると認めたときは、指 員会 は、前項の許可に条件を付ける ことができる。

(使用の制限)

改正案

第1条 · 第2条 (略)

(指定管理者による管理)

- 第3条 公民館の管理は、寒川町教育委員 会(以下「委員会」という。)が指定する 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律 第67号)第244条の2第3項に規定する指 定管理者をいう。以下同じ。)に行わせ るものとする。
- 2 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 社会教育法第22条に基づく業務
 - (2) 公民館を使用する団体の登録の承 認に関する業務
 - (3) 公民館の使用の承認及びその取消 しに関する業務
 - (4) 生涯学習事業の実施に関する業務
 - (5) 公民館活動の指導育成に関する業 務_
 - (6) 文化事業の実施に関する業務
 - (7) 視聴覚資料及び機材の貸出しに関 する業務
 - (8) 公民館の施設及び設備の維持管理 に関する業務
 - (9) その他公民館の管理運営に関して 委員会が必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の手続等について は、寒川町公の施設の指定管理者の指定 の手続等に関する条例(平成17年寒川町 条例第18号)の定めるところによる。

(使用の許可)

- |第4条 公民館の施設及び設備(以下「施 設等」という。)を使用しようとする者 は、あらかじめ指定管理者
 - の許可を受けなけ ればならない。許可を受けた事項を変更 するときも、また同様とする。
- 定管理者は、前項の許可に条件を付ける ことができる。

(使用の制限)

かに該当する場合は、使用を許可しな V1.

 $(1) \sim (4)$ (略)

(使用料)

の施設を使用しようとする者は、別表に 掲げる使用料

__を前納しなければならない。

備の使用料については、委員会が別に定 める。

(加える)

し、委員会が特別の理由があると認 めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

かに該当する場合は、前条の使用料を 減額し、又は免除することができる。

(1) ~ (3) (略)

第8条 (略)

(許可の取消等)

- 第9条 <u>委員会</u>は、使用者が次の各号 第9条 <u>指定管理者</u>は、使用者が次の各号 のいずれかに該当する場合は、使用の許 可を取り消し、若しくは使用を制限し、 又は退去をさせることができる。
 - $(1) \sim (3)$ (略)
 - (4) その他委員会 ________ が必 要と認めたとき。
- 2 前項の規定による許可の条件の変更 | 2 前項の規定による許可の条件の変更 又は許可の取消しによつて使用者に損 害を生じても委員会は、 その責を負わない。

第10条 (略)

第5条 委員会 は、次の各号のいずれ | 第5条 指定管理者は、次の各号のいずれ かに該当する場合は、使用を許可しな ٧١_°

 $(1) \sim (4)$ (略)

(利用料金)

- 第6条 寒川町民センター(分室を除く。) | 第6条 寒川町民センター(分室を除く。) の施設を使用しようとする者は、別表に 定める金額の範囲内において、指定管理 者が委員会の承認を得て定める利用料 金を前納しなければならない。
 - 寒川町民センター(分室を除く。)の設 2 寒川町民センター(分室を除く。)の設 備を使用しようとする者は、委員会が別 に定める金額の範囲内において、指定管 理者が委員会の承認を得て定める利用 料金を前納しなければならない。
 - 3 前2項の利用料金は、指定管理者の収 入として収受させることができる。
- 3 既納の使用料 は、還付しない。ただ | 4 既納の利用料金は、還付しない。ただ し、指定管理者が特別の理由があると認 めたときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第7条 委員会 は、次の各号のいずれ | 第7条 指定管理者は、次の各号のいずれ かに該当する場合は、前条の利用料金を 減額し、又は免除することができる。

(1) ~ (3) (略)

第8条 (略)

(許可の取消等)

- のいずれかに該当する場合は、使用の許 可を取り消し、若しくは使用を制限し、 又は退去をさせることができる。
 - $(1) \sim (3)$ (略)
 - (4) その他委員会又は指定管理者が必 要と認めたとき。
- 又は許可の取消しによつて使用者に損 害を生じても委員会及び指定管理者は、 その責を負わない。

第10条 (略)

(加える)

~ 略 ~

別表(第6条関係)

(略)

備考

1 • 2 (略)

3 表の時間区分を超えて

使用する場合の当該 使用時間 (次の時間区分までの時間に限る。)に係る使用料 」は、30分ごとに直前の表の時間区分の使用料の額に10分の1を乗じて得た額とする。

- 4 <u>使用時間区分</u>を継続して使用する 場合の中間の時間については、<u>使用</u> 料 を徴収しない。
- 5 ホールを使用する場合において、 入場料等を徴収するときは、<u>第8条</u>の 規定による<u>使用料</u>の減額又は免除 は行わない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、指定管理者がこれを代行し、その費用は使用者が負担しなければならない。

~ 略 ~

別表(第6条関係)

(略)

備考

1 • 2 (略)

- 3 表の時間区分(以下「時間区分」という。)を超えて使用する場合の当該時間区分を超える部分(次の時間区分までの時間に限る。)に係る利用料金は、30分ごとに直前の時間区分の利用料金の額に10分の1を乗じて得た額とする。
- 4 <u>時間区分</u>を継続して使用する 場合の中間の時間については、<u>利用</u> 料金を徴収しない。
- 5 ホールを使用する場合において、 入場料等を徴収するときは、<u>第7条</u>の 規定による<u>利用料金</u>の減額又は免除 は行わない。

附 則

<u>(施行期日)</u>

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町立公民 館条例(以下「新条例」という。)第3条 第3項の規定による指定管理者の指定に 必要な公募、申請その他の行為は、この 条例の施行日前においても、行うことが できる。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の寒川町立公民館条例の規定によってなされた承認等の処分その他の行為は、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。